

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月から8年3月まで
② 平成10年4月から11年3月まで

私は、申立期間①当時はA市に居住し、20歳になった平成6年*月頃国民年金の加入手続を行ったものの、学生であったため、毎月1万円を超える保険料を納付することはできなかったことから、同市で大学を卒業するまで毎年免除申請手続を行った。また、申立期間②については、平成10年にB町(現在は、C市)に転居し、転入手続の際にも免除申請手続を行っている。平成14年度以降は免除申請手続を行っていないが、20歳から13年度(同年度は免除申請手続が遅れた。)まで、免除申請手続を毎年行ったにもかかわらず、申立期間①及び②が申請免除期間とされていないことは間違いである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身で国民年金の加入手続を行い、毎年、保険料の免除申請を行っていたとしているところ、i) オンライン記録によれば、申立期間②直前の平成8年度及び9年度は、それぞれ平成8年5月24日及び9年5月30日付けで、申立期間②直後の11年度及び12年度はそれぞれ11年5月31日及び12年5月31日付けで保険料の免除申請が行われていることから、申立人は申立期間②前後においては、毎年、保険料の免除申請の手続を適切に行っており、申請免除制度に対する関心は高かったことがうかがわれる上、申立人は免除申請手続に習熟していたと考えられること、ii) 申立人は、B町へ転入届を提出した際、免除申請手続を同時に行い、国民年金窓口の担当者へ、国民年金保険料の免除申請手続をすることについて、大学卒業後、就職に失敗して定職に就いていなかったことや、アルバイトもしておらず収入が無かったと説明したこ

とを具体的に述べていること、iii) C市によると、申立期間②当時、転入届受付窓口と国民年金窓口は隣接しており、転入届の受付時に転出証明書で20歳以上であることが確認できた者に対しては国民年金手続をするよう指導し、国民年金窓口へ行くように促していたとしており、上記ii)の転入届と免除申請手続を同時に行ったとする申立人の主張と符合することから、申立期間②の保険料について、免除申請を行わなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②の時期には大学を卒業していたとしているものの、i) 申立期間②の保険料免除の参考とされる平成9年の所得はまだ学生であったため、収入も多くはなかったとしていること、ii) 大学卒業後も申立人自身の収入は増えていなかったとしていること、iii) 申立期間②直後の年度は保険料の免除申請が行われ承認されていることを勘案すると、申立期間②当時の申立人の生活状況に大きな変化は無かったものと考えられ、ほかに申立期間②の保険料の免除申請が承認されないこととなる事情は見当たらない。

一方、申立期間①については、申立人は、平成6年度は国民年金の加入手続とともに免除申請手続を行い、7年度についても、再度、免除申請手続を行ったとしているところ、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の加入状況から、申立人の国民年金加入手続は、申立人が20歳に到達した平成6年*月頃に行われたと考えられる。しかしながら、i) 6年度及び7年度のA市の検認状況リストによると、申立期間①の納付書発行区分欄には、申立人に対して納付書が発行されたことを示す「1」の記載が確認できるものの、申立人の主張どおりに申立期間①の保険料について免除申請が行われたことにより申請免除期間として受付処理されていたのであれば記載されることとなる「メ」の記載は確認できないこと、ii) 免除申請手続については、原則、毎年行う必要があるため、申立期間①は2回の免除申請手続が必要となるが、その2回にわたる免除申請手続のいずれにも受付処理の誤りが生じた可能性は低いと考えられることから、申立人の主張をもって申立期間①の保険料に係る免除申請手続が行われていたと推認することまではできない。

また、オンライン記録及びA市の検認状況リストの納付記録を見ると、いずれも申立期間①の保険料は未納とされており、これら記録に食い違いは無く、申立期間①の保険料が免除されていたことは確認できない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を免除されていたことをうかがわせる関連資料(日記等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成10年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。